

介護サービス利用者への聞き取り訪問調査の結果報告

黒崎町基幹型在宅介護支援センター

1 調査の目的

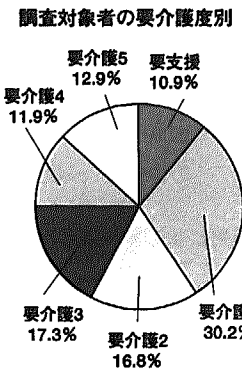
4月から介護保険制度が施行され、本人や家族にとって契約等わからないことが多くあります。

また、認定調査も居宅介護支援事業者に委託しており、認定調査の実施が適切か否かを確認する必要があります。

そこで、居宅介護支援事業者・介護サービス事業者の利用効果を確認し、サービスの質の向上に役立tingことを目的に実施しました。

2 調査対象者

介護サービスを利用している居宅の要支援・要介護者、202人



3 調査期間及び方法

6月中旬～8月に、基幹型在宅介護支援センター（看護婦を含む）と在宅介護支援センター済生会の職員が自宅を訪問

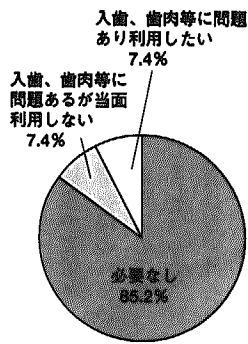
⑤訪問看護について

・料金の内訳を細かく教えてほしい。
・人によって違うので同じ質のサービスを提供してほしい。

⑥居宅介護支援事業者について

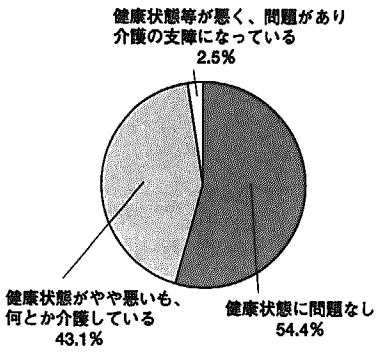
・別の施設の短期入所を利用したいが、紹介してもらえない。
・中立的な居宅介護支援事業者を紹介してほしい。
・状態が良くなっても、家族が言わなければ、回数を減らさない。

⑦訪問歯科診療又は訪問歯科指導の必要性



【どのような問題があるか】

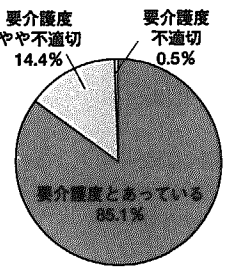
虫歯、入れ歯が合わない、歯肉炎など



して、聞き取り調査を実施しました。

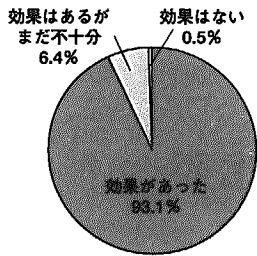
4 調査結果

(1) 要介護認定調査時と今現在の状態について



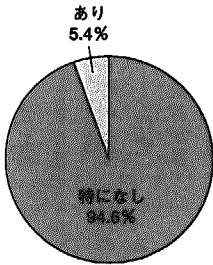
【やや不適切の理由】

・逆に要支援でも良いのではないかと。足の運び等が以前よりも良くなった。
・痴呆症が悪化した。痴呆の判定に不満。
・状態が悪くなっている。
(2) 介護サービスの利用効果について



【健康状態が悪い理由】

腰痛、ストレス、高血圧、白内障、頭痛、膝関節痛、股関節が悪いなど
(7) その他、全般的な要望など



【ありの内容】

・ショートステイの日数の利用制限を何とかしてほしい。
・介護保険の1割負担が大きい。
・利用金額が高い。
・金銭的負担が大きくなった。

5 調査結果についてのまとめ

黒崎町では、4月に第二デイサービスセンターの開設に伴い、デイサービスの利用回数を増やすことが可能になりました。

また、介護保険制度になって、全体的にホームヘルプをはじめ、利用回数等も増えています。

介護サービスの利用効果の質問については、「効果あり」が93%を占めており、サービス利用が要介護状態の軽減や悪化の防止に役立っていることがうかがわれます。

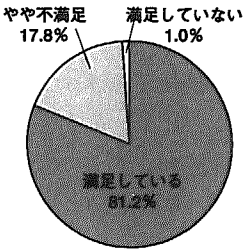
4月、5月は、介護保険制度への移行期だったため、利用者・介護サービス事業者・居宅介護支援事業者も業務に慣れず、やや混乱していましたが、7～8月は慣れてきた様子でした。

【効果ありの理由】

・本人が楽しみにしている。
・外に出る機会が増え、刺激が多くなった。
・介護者は時間のゆとりができ、本人に手を上げることがなくなった。
・家事援助で家がきれいになって助かる。

【効果があるがまだ不十分又はない理由】
・デイサービスでリハビリがない。
・お風呂掃除をしてもらいたい。

(3) 介護サービス提供事業者や居宅介護支援事業者への満足度



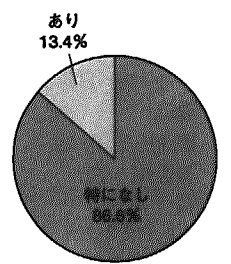
【満足している理由】

・スタッフが親切である。
・デイサービスでいつも声をかけてくれて、喜んでいる。
・ショートステイの振替利用が出来るようになって良かった。
・ショートステイを利用する時の手続きが楽になった。

【やや不満足・満足していない理由】

・朝の迎えの時間が不規則。
・デイサービスのスタッフの言葉づかいが気になる。また、気がきかない。
・オムツのあて方が良くない。
・下着がなくなり、困ったことがあった。
・ショートステイ利用時の食事介助があまりされなかった。

(4) 介護サービス提供事業者等に対する要望・改善など



【ありの内容】

① 通所介護（デイサービス）について
・話し相手ほしい。
・入浴介助者が週に変わるのはいいが、申し送りをしっかりしてほしい。
・お年寄りは、自分から言ってこないのでもスタッフが気をきかせてほしい。
・朝の迎えの時間を、できるだけ規則的にしてほしい。
・リハビリをしてもらいたい。
・病気を理解して、それに合った介助をしてほしい。

② 訪問介護（ホームヘルプ）について
・オムツの交換などが不満で改善してほしい。
・人によって違うので同じ質のサービスを提供してほしい。

③ 短期入所（ショートステイ）について
・湿疹を作ったので帰ってきたので、もっときめ細かくみてほしい。
・オムツ交換などに不満で改善してほしい。

④ 訪問入浴について
・引き継ぎをしっかりしてほしい。
・お湯の量を増やしてほしい。
・もつとていねいに洗ってほしい。

まとめお渡ししたり、随時連絡をしておりますが、今回伺った意見等も事業者等に周知し、より一層のサービスの質の向上に努めていきたいと思っております。

11月以降に65歳を迎えられる皆さんは...

税務課

誕生日の前日の属する月から、65歳以上の皆さんの納める介護保険料が月割りで賦課されます。
40歳以上65歳未満の皆さんが国民健康保険税に上乗せされた形で納める介護保険料については、誕生日の前日の属する月分から納めなくてもよくなります。

なお、年度当初の国民健康保険税の納付書には、平成13年3月まで介護分がかかるものとして記載されていますが、誕生日の前日の属する月の翌月に介護分がからなくなりましたことをお知らせする変更通知書を郵送でお届けします。

例1 11月15日が65歳の誕生日で第四段階11月分から介護保険料が賦課され、12月から納めることになります。

11月から3月までは5か月ありますので、12年度については年額の5/6をおさめればよいことになります。

11,900 × (5/6) ≈ 9,900
(100円未満の端数は切り捨て)

これを4回にわけて納めることになりますが、4等分した際の100円未満の端数は最初に納入する期にまとめて納めます。

したがって、12月に2,700円、1月から3月までは毎月2,400円ずつ納めることになります。

例2 12月1日が65歳の誕生日で第四段階例1と同じになります。

例3 12月15日が65歳の誕生日で第四段階12月分から介護保険料が賦課され、13年1月から納めることになります。

12月から3月までは4か月ありますので、12年度については年額の4/6をおさめればよいことになります。

11,900 × (4/6) ≈ 7,900
(100円未満の端数は切り捨て)

これを3回にわけて納めることになります。したがって、1月に2,700円、2月と3月までは毎月2,600円ずつ納めることになります。